

鹿児島大学進取の精神学生表彰要項

平成23年11月24日
学長裁定

平成23年10月20日
教育研究評議会承認
平成23年11月24日
経営協議会承認

(趣旨)

第1 この要項は、鹿児島大学学則（平成16年規則第86号）第59条の規定に基づき、鹿児島大学学生憲章（平成22年11月15日制定。以下「学生憲章」という。）の趣旨に則った進取の精神を有する学生の表彰に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2 鹿児島大学（以下「本学」という。）在籍期間中において、困難な課題に果敢に挑戦する「進取の精神」を実践し、学生憲章の趣旨に即した活動実績や優秀な業績等を収めた学生及び学生団体を表彰することにより、本学における進取の気風を醸成し、本学の教育目標に沿った人材の輩出を図ることを目的とする。

(対象)

第3 表彰の対象は、本学の第1年次から第4年次（医・歯・獣医学科は第6年次）までの学部学生（外国人留学生を含む。）及び学部学生が所属する学内の団体とする。

(表彰基準)

第4 表彰は、学生憲章に照らし、次の各号のいずれかに該当し、引き続き活躍が期待できる場合に行うものとする。

- (1) 学業等において、極めて優秀な成果を収め、かつ、学外で高い評価を得るなど他の学生の模範になると認められた場合
- (2) 課外活動等において、その成果が特に顕著であり、かつ、本学の課外活動等の振興に功績があったと認められた場合
- (3) 社会活動等において、特に顕著な功績があり、本学の名誉を著しく高めたと認められた場合
- (4) その他前各号と同等以上の評価を得たと認められた場合

(候補者の公募等)

第5 学長は、候補者及び候補団体（以下単に「候補者」という。）について、広く学内に公募するものとする。

- 2 第3に規定する対象者のうち表彰を受けることを希望する者又は団体は、毎年9月末日までに、所定の申請書（別記様式第1号）により応募することができる。
- 3 前項の応募のほか、本学の学生又は指導教員、課外活動の顧問教員若しくは関係教職員は、所定の推薦書（別記様式第2号）により、候補者を推薦することができる。

(受賞者の決定等)

第6 学長は、第5の応募又は推薦を受けたときは、第7及び第8の選考委員会の審査を経て、10月末日までに受賞者及び受賞団体（以下単に「受賞者」という。）を決定し、原則として開学記念日（11月15日）に表彰を行うものとする。

- 2 表彰の種類は、原則として最優秀賞、優秀賞、準優秀賞とする。
- 3 学長は、決定した受賞者について、教育研究評議会へ報告するものとする。

(第一次選考委員会)

第7 第一次選考委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 学長が指名する副学長又は学長補佐
- (3) 教育センター長
- (4) 学生部長

2 前項各号の委員は、推薦人となることはできない。

3 第一次選考委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。

4 委員長は、第一次選考委員会を招集し、その議長となる。

5 第一次選考委員会は、応募又は推薦のあった候補者について書類審査を行い、第二次候補者として5名程度を選考するものとする。

6 第一次選考委員会は、選考に当たり、必要に応じて投票によることができる。

7 第一次選考委員会は、候補者の総数が5名に満たないときは、第一次選考を行わないことができる。

8 第一次選考委員会は、第二次候補者の選考と併せて第8に規定する第二次選考委員会委員のうち学生委員若干名を選出するものとする。この場合において、当該年度に前年度の受賞者が在籍しているときは、原則として同人を含めて選出するものとする。

(第二次選考委員会)

第8 第二次選考委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 学外有識者 若干名
- (4) 第一次選考委員会から選出された学生 若干名

2 第二次選考委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

3 委員長は、第二次選考委員会を招集し、その議長となる。

4 第二次候補者は、第1項第4号の委員となることはできない。

5 第二次選考委員会は、第二次候補者が行うプレゼンテーション等の方法により選考を行い、受賞者を決定するものとする。この場合において、1名を最優秀賞、1名を優秀賞、他を準優秀賞とする。

6 前項の規定にかかわらず、第二次選考委員会の判断により、最優秀賞、優秀賞、準優秀賞の全部又は一部について、受賞者なしとすることができる。

7 第二次選考委員会は、選考に当たり、必要に応じて投票によることができる。

8 第二次選考は、原則として学内に公開して実施するものとする。ただし、審査はこの限りではない。

(表彰内容)

第9 学長は、最優秀賞受賞者に表彰状並びに副賞として楯及び奨学金(50万円)を授与するとともに、その栄誉を称え、大学歴史資料展示室(附属図書館内)に受賞者の氏名を刻印したプレートを設置する。

2 学長は、優秀賞受賞者に表彰状及び副賞として奨学金(25万円)を授与するとともに、その栄誉を称え、大学歴史資料展示室(附属図書館内)に受賞者の氏名を刻印したプレートを設置する。準優秀賞受賞者には、表彰状及び副賞として奨学金(10万円)を授与する。

(表彰の取消し)

第10 学長は、受賞者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、教育研究評議会の議を経て、表彰を取り消すことができる。

- (1) 退学したとき。

- (2) 本学の規則等に違反し、懲戒処分を受けたとき。
- (3) その他受賞者としての適格を欠くに至ったとき。

(副賞の返還等)

第11 学長は、第10の規定により表彰を取り消したときは、既に授与した副賞の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合、氏名を刻印したプレートは撤去するものとする。

(他の表彰との重複)

第12 他の表彰の受賞者が本表彰の受賞者となることは妨げない。

(事務)

第13 表彰に関する事務は、学生部学生生活課において処理する。

(雑則)

第14 この要項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成23年11月24日から実施する。ただし、平成23年度については、第5の規定中「9月」とあるのは「1月」と、第6の規定中「10月」とあるのは「2月」と、「開学記念日(11月15日)」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。